

公共施設等のマネジメントの改善方策

1. 審議会第2回の振り返り

[[事務局から] 現状・課題 (抜粋・要約)]

- ・指定管理料や補助金を前提とした運営をせざるを得ない施設が少なくない。
- ・施設の費用対効果が十分と言えるか否かの線引きがあいまい・困難。
- ・施設によっては、担い手の確保も課題。
- ・既存の評価制度の運用では、施設の運営継続や統廃合の判断は困難。
- ・財政上の制約により、施設の計画的な建替・更新や修繕・改修が困難。

[[事務局から] 改善に向けた基本的な考え方 (抜粋・要約)]

- ・公共施設等の維持管理・更新等の費用について、適切な受益者負担の観点も踏まえ、一般財源からの支出を年間2億円程度削減するため、役場全体で検討。
- ・施設ごとの一般財源からの支出について、R9'～11'の削減目標を設定。
- ・削減目標の設定に当たっては、毎年度の費用と利用者数・料金収入等を的確に捕捉し、利用者の偏在性にも留意しつつ、利用者1人当たり費用を算出。
- ・利用者数が極端に少ないなど、費用対効果が低い施設は、必要性を精査の上、複合化、貸付、売却、譲渡、解体・土地活用など、活用方策を役場全体で検討。
- ・収支がプラスの施設は、利用者数・料金収入等を更に増加させる方法を検討。
- ・全体管理を担う総務課・総合政策室と個別施設の担当課室の連携を強化し、中長期的な行財政運営の観点から、公共施設等の総合的なマネジメントを実現。

[[委員から] 意見・指摘 (抜粋・要約)]

- ・公共施設等の維持管理・更新等の費用のデータについて、昨今の建築物価の高騰を踏まえ、よりの確に状況を把握するため、改めて試算した方がよい。
- ・スポーツ・レクリエーション系施設の維持管理費用が比較的大きい。
- ・利用者数が少ない観光施設の中には、地域住民にとって大切な施設や雇用維持を目的として地域住民の要望を受けて整備した施設、これから利用者数の増加が見込まれる施設もある。
- ・いま運営されている施設が地域から無くなった場合にどうなるのかを想定し、どうしても維持しなければならない施設を絞り込むのがよい。

2. 問題分析

- ・費用対効果が低い施設について、公用廃止を含む抜本的な見直しを検討するとしても、相当の年月が必要となり、すぐには支出削減にはつながらない。
- ・施設の利用料金の引き上げは、利用者数の減少を招く可能性があり、必ずしも収入向上につながるものではなく、少なくとも大幅な収支改善は見込めない。
- ・施設の供用を継続する限り、維持管理・更新等の費用は固定的に必要であり、その残額の中で、補助金等のソフト事業を実施するほかないのではないか。
- ・公共施設等総合管理計画や個別計画が行財政運営の現実と乖離していないか。他方、そのマネジメントのための人間的な体制も不十分だったのではないか。

3. 改善方策

- ・公共施設等の総合的なマネジメントのために必要な人間的な体制を確保する。
- ・既存の分野別施設計画と施設別台帳を土台として、過去・現在・未来の数十年にわたる改築・修繕等の主要事業と費用・財源の情報を補完し、事業計画を可視化し、維持管理・更新等の費用の推計を含め、予算編成プロセスに組み込む。
- ・改築・修繕等を計画的に事業化することで、予算額・業務量の平準化を図るとともに、進捗状況を関係課室で共有することで、不慮の事業延期等を防止する。
- ・これまでの行財政改革の答申等で示された考え方にに基づき、地域活性化のための地域に密着した施設を地域に譲渡するなど、施設の在り方を不断に見直す。
- ・施設の見直しに当たって、地域住民の意見をどのように聴取するか、検討する。
- ・廃校など、公用廃止した施設は、有効活用に向けた調整を速やかに進める。
- ・指定管理者制度導入施設は、既存の施設の在り方にとらわれず、雇用創出と経済性の両立に向けて、積極的に事業者と協議し、連携して運営改善に努める。
- ・指定管理者の公募の際は、町外、県外の事業者に対して積極的に声かけをする。
- ・施設整備や人員確保、事業実施に活用可能な補助金・制度がないか研究する。
- ・利用者数が少ない施設は、利用期間・曜日・時間の短縮を積極的に協議する。
- ・大規模な改築・修繕は、ガバメント・クラウド・ファンディングを検討する。

鏡野町行財政改革の推進について（第二次答申）（平成18年11月）（抜粋）

○ **公共施設の管理運営の見直しについて**

公共施設全般にわたる基本的な見直し方針は、次のとおりとする。

- (1) 老朽化した施設、既に目的を達成した施設、利用実態、経営的視点、類似施設など総合的に検証し、統廃合及び転用を検討する。
- (2) 補助金、起債などの借入れにより実施した事業で、制約があり廃止できない施設については休止を検討する。
- (3) 地域住民が地域活性化のために利用し、地元に着した施設は、地元自治会組織及び組合などに譲渡を検討する。
- (4) 直営管理施設について、効率的な管理運営を図るため、民間的経営手法を活用し住民サービスの向上と経費削減に努めるため、公募を含め積極的な指定管理者制度導入への移行を検討する。

【参考事項】

(1) 観光施設について

観光資源が豊富な本町にとって、温泉施設、宿泊施設、スキー場、キャンプ場など将来的に地域活性化の核とも成りうる部門であり、既に多くの観光施設を有しており指定管理者制度の導入により管理運営を行っている。

これらの施設を指定管理者に全て任せるのではなく、行政の責任において有効かつ効率的に活用する方策を模索するとともに、新町建設計画の「憩い・癒し空間」の中心施設とし「活力あるまちづくり」に積極的に取り組む責務がある。

観光施設の指定管理者は、町の出資比率が高い第三セクター法人などが大半であり、管理者の意識改革と発想の転換により民間的手法を取り入れ採算性を重視した経営をもって管理運営にあたるとともに、管理概念を明確にし、自主性を確保し創意工夫を發揮しながら積極的に取り組み、経営に最善の努力を払うこと。

また、地域の特異性や経営状況など実態を十分に考慮し、総合的に検証し抜本的な施設管理の在り方について検討し、適正な管理による経費の削減を求める。

鏡野町行財政改革大綱（平成22年12月）（抜粋）

○ **民営化・指定管理者制度の活用**

公共施設については、設置目的と現状とが大きく乖離しているものや目的を達成した施設については統合や廃止を含め見直しを行います。また、行政が管理運営するよりもより効率的な運営ができると思われる施設については、指定管理者制度を積極的に活用するとともに、地域に着した利用者が限定される施設については、地域へ移管すべく諸準備を進めていきます。また、指定管理者制度適用に際しては、指定管理者と連携を密にするとともに、適度な助言や指導に努めていきます。

鏡野町行財政改革の取組（令和3年11月）（抜粋）

○ 令和4年度からの施策運営指針

◇ 経営会議（共通事項）

- ・指定管理施設について、モニタリング結果を受けて施設の休廃止を含めた検討を行う。
- ・提案事業のうち、新規事業や施設改修事業については、事業の規模（予算・人的措置）と具体的な財源計画まで提案されたものを経営会議において審査し、採択の可否を判断する。[略]
- ・計画的な施設改修事業にあっても、予算規模や財源計画に変更がある場合には、事業実施について再検討または事業内容の修正を行う。

◇ 総務課

- ・公共施設等総合管理計画、学校施設長寿命化計画を統合して施設の維持管理、改修および在り方の検討を行うこと。

◇ 総合福祉課

- ・指定管理施設における指定管理料および業務委託料について、額の適正化を図ること。

◇ 子育て支援課

- ・継続が困難と判断される保育園の在り方について、地元協議を含め検討すること。
- ・こども園・保育園の施設改修や整備については、将来負担を考慮した上で規模等を検討すること。

◇ 建設課

- ・適切な施設管理により施設の長寿命化を図ること
- ・国・県補助金等の活用により効率的な施設整備を行うこと
- ・建築事業実施にあたり、庁内全ての設計業務の積算等について複数人による確認作業を行うこと

◇ 上下水道課

- ・上下水道事業間の横連携の強化による設備の適切な管理と、適時の更新により、施設の長寿命化を図り、継続した住民サービスを維持すること。

◇ 学校教育課

- ・「鏡野町小学校の在り方検討委員会」からの答申と総合教育会議の決定を受けて学校統合を推進すること。[略]

◇ 生涯学習課

- ・管理する社会教育施設、公民館施設、社会体育施設の計画的な改修を推進し、施設の長寿命化を図ること。
- ・体育施設の利用料について、実態調査と近隣自治体の整備する施設の状況を参考に見直すこと。

鏡野町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）（抜粋）

○ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（抜粋）

①公共施設等の老朽化に伴う老朽化対策（品質）

②合併により旧団体から引き継いだ多くの類似施設や、人口減少等に伴う施設の余剰、行政サービスを提供する上での利用ニーズの変化による施設の必要性（供給）

③全ての施設を維持管理するための財源不足、財政状況の硬直化・悪化（財務）

2. 計画の基本方針（抜粋）

・公共施設等を適切に管理し、安心して快適に利用できるようにする（品質）

・利用ニーズに応じ、必要なサービスを必要な量だけ提供する（供給）

・将来世代に過度の負担を引き継がない持続可能な財政運営を行う（財務）

①公共建築物（抜粋）

・公共施設総量の適正化を推進します

・点検・診断等を行い、施設の状態を把握します

・計画的な予防保全により、長寿命化を推進します

・維持管理・更新費用を削減します

・環境負荷の低減を推進します

・ユニバーサルデザイン化を推進します

・協働を推進します

・受益者負担の適正化を推進します

②インフラ施設（抜粋）

・定期的な点検・診断を行い、状態を把握します

・計画的な長寿命化を進めます

・安定したサービスと経営に取り組みます

3. 計画の推進体制

従来は主に施設の所管課ごとに管理を行っていたため、情報が十分に共有されておらず、長期的な視点に欠けていた面がありました。今後は本計画に基づいたマネジメントが推進されるよう組織横断的な体制を構築します。個別施設計画の策定・見直しに当たっては、組織横断的な体制により様々な視点から検討し策定します。

○ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 [①～⑮ 略]

鏡野町学校施設長寿命化計画（令和2年3月）

鏡野町橋梁長寿命化修繕計画（令和6年11月）

鏡野町公共施設個別計画（令和7年3月改訂）

・・・